

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
人口動態調査の改善	該当なし
これまでの統計委員会の意見	<p>＜平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成27年3月31日）＞</p> <p>(1) 提供情報の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の集計の充実に向けては、政策部局や専門家の意見を聴取することも検討していることは評価できるが、その際、可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要である。特に、市区町村別の外国人統計の充実については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要がある。 また、調査票情報の二次利用についても、提供内容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検討が進められていることは評価できるものの、この点においても広く意見を聴取することに留意が必要である。 さらに、人口動態特殊報告については、これまでの作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、次回の予定テーマを公表することなどにより、統計利用者の利便性の向上に努めることが必要である。 なお、より幅広い分析等の活用の観点から調査票へ個人IDを導入することについては、調査票作成の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検討状況を注視しつつ、今後の取扱いを検討することが必要である。 <p>(2) 作成方法の効率化等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査方法については、引き続き、更なる作成事務の効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に取り組むことが期待される。
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	<p>(1) 提供情報の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> 集計表の充実にあたっては、集計表全般について様々な方面から幅広い意見を聴取するため、平成28年8月22日から同年10月21日までの2か月間、厚生労働省ウェブサイトにおいて追加作成する統計表の募集を行うとともに、政府統計の総合窓口（e-Stat）のお知らせ「各府省から」に、厚生労働省で追加統計表を募集している旨を掲載し、周知を行った。 この結果、4件の応募があり、利用ニーズ等の観点から作成の可否を検討したところ、1表を追加し、平成28年確定数公表と同時に政府統計の総合窓口e-Statに掲載することとした。また、応募とは別に、月報において、出生数動向の分析に利用するため、平成29年1月分の月報（概数）から2表を追加することとした。 なお、外国人統計については、市区町村別に集計可能か、平成27年人口動態調査の出生数・死亡数の分布から検証を行ったところ、人口

	<p>50万人以上の人口規模がある指定都市でさえ外国人の発生件数が10未満の市があり、それより小さい人口規模では秘匿性の観点からも現状では適さないと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票情報の二次利用に当たり、調査実施部局として利便性の向上を図るため提供方法を見直し、平成30年調査から実施を計画している。 ・ 今後3年間の予定テーマと公表時期を厚生労働省ウェブサイト公表した。今後も引き続き利便性向上のために努めていく。 ・ 戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえ、情報収集に努めている。 <p>(2) 作成方法の効率化等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果及び情報セキュリティ対策を踏まえ、機会をとらえて、作成事務の効率化に向けた機能追加・改修を行っていききたい。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集計の充実については、ウェブサイトにおいて追加作成する統計表の募集を行っており、成果をあげているものと評価できるのではないかと。一方で、外国人統計の市区町村別集計については、検証の結果、50万人より小さい人口規模では秘匿性の観点から現状では適さないとしているものの、外国人が一定規模以上の市区町村において、集計が可能かを更に検討する必要があるのではないかと。 ○ 調査票情報の二次利用については、利便性向上を図るためにテキスト形式への提供方法の見直しを平成30年調査から実施することとしており、その取組を推進する必要があるのではないかと。 ○ 人口動態特殊報告の統計利用者の利便性向上については、今後3年間の予定テーマと公表時期をウェブサイトに公表し、今後も利便性向上に取り組むとしていることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいのではないかと。 ○ 調査票に個人番号を導入することについては、戸籍事務における個人番号の導入予定時期が明確になっていないことから、次期基本計画の個別の取組課題として盛り込むことは困難ではないかと。 ○ 調査方法については、引き続き、作成事務の効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に取り組む必要があるのではないかと。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、外国人統計について、外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計することが可能か検討し、可能な限り早期に結論を得る。 ○ 厚生労働省は、人口動態統計について調査票情報の二次利用における利便性向上を図るため、テキスト形式への提供方法の見直しを平成30年調査から実施する。 ○ 厚生労働省は、人口動態調査の調査方法について、作成事務の効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に取り組む。
<p>備考(留意点等)</p>	

人口動態調査の概要

別添

調査の目的

我が国の人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の
沿革・体系

- 明治31年に戸籍法が制定され、出生・死亡・婚姻等の届出による登録制度が法体系的に整備されたことを機に、翌32年から出生、死亡、婚姻等に係る届出1件ごとに調査票を作成し、これを収集し集計する現在の統計体系を確立

調査期日

- 出生、死亡、婚姻、離婚又は死産の発生時点

調査範囲
及び
報告者数

- 戸籍法の規定に基づく出生、死亡、婚姻若しくは離婚の届出又は死産の届出に関する規程の規定に基づく死産の届出を受けた市町村（全数）

調査票
及び
調査事項

- 【出生票】
出生年月日・場所、身長・体重、父母の氏名・生年月日等出生届に基づく事項
- 【死亡票】
死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項
- 【死産票】
死産の年月日・場所、父母の年齢等死産届に基づく事項
- 【婚姻票】
夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項
- 【離婚票】
夫妻の生年月、別居前の住所、離婚の種別等離婚届に基づく事項

調査組織

- 厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－市町村
※調査方法⇒オンライン（総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用）・郵送

結果公表

- 月報：調査月の約2か月後に速報、約5か月後に概数を公表
- 年報：調査翌年の6月上旬に概数、9月に確定数を公表